

## 第59回河川保全利用委員会における議事整理表

議事	第59回河川保全利用委員会(R3.3.24)議事内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第59回委員会での結果(各委員から出された意見の提案・助言)	備考
1)第57回委員会活動の整理事項	●事務局から「資料-2 第57回河川保全利用委員会 審議事項の整理表」にて審議事項を確認し、承認した。	—	
2)審議対象公園の許可状況	●「資料-3 審議対象公園の許可状況」にて事務局から説明を行い、承認した。	—	
3)野洲川中洲親水公園の許可に係る報告	●「資料-4野洲川中洲親水公園に係る占用許可更新の判断について」事務局から説明。	—	
4)・野洲川立入河川公園 ・野洲川運動公園 ・野洲川河川公園 の更新申請に係る意見の提案・助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(1)占用許可申請説明書の説明 河川管理者から「資料-6 占用許可申請説明書の対比一覧・河川管理者の見解・評価」の説明を受けて意見の提案・助言を行った。</li> <li>●(2)審査結果一覧表の説明 河川管理者から「資料-8 審査結果一覧表」の説明を受けて意見の提案・助言を行った。</li> <li>●(3)更新申請に係る意見の提案・助言</li> </ul>	<p>◆ 委員会で出された意見をもとに、河川管理者が判断し占用許可更新申請に対し審査を行う。</p> <p>○「川でなければならない利用・川に活かされた利用」という基本理念が変わったわけでは無く、それを基本として他の事項(治水、防災)も考慮に加わったということである。基本理念に照らして判断すべきであり、委員会の方針を変えるものではない。</p> <p>○これまでの同意事項である「保全の観点を見過さない」「委員会の意見を聞いて参考にしていただく」が変わってしまうと、委員会の存在価値が疑われることになる。利用実態だけが優先して評価される事のないようにして欲しい。</p> <p>○防災面から見ると樹木伐採を進める方がよいが、保全の立場からは樹林はプラスになるものである。バランスを考える必要があると思うため、書き方を配慮して欲しい。</p> <p>○親水護岸を、環境学習などで活用してほしい。</p> <p>○委員会で取り上げた自然化を求めている一部施設は、陸上競技場、テニスコートであり、改修の際は自然化を図るという意見をふまえるべき。ただし、代替可能性が無くやむなく整備しているという方向性の判断であれば委員会としてもよい。</p> <p>○公園利用者の火の取り扱いが気になる。規制など盛り込めないか。</p> <p>○保全の観点からみると、土地利用の分断、河畔林の伐採などは配慮すべきである。生物の移動に影響はあると認識いただきたい。</p> <p>○川の近くでの多様な利用については今後も検討いただきたい。</p>	
4. 委員会の今後のスケジュール	●「参考資料-1 審議対象となる野洲川占用施設一覧」により説明を受けた。	—	
5. 一般傍聴者からの意見聴取	なし	—	
6. その他	なし	—	

## 第 5 9 回審議対象公園の許可状況報告について

### ■第 5 9 回委員会審議対象公園

#### ①野洲川河川公園（野洲市）

令和 3 年 3 月 3 0 日 野洲市より占用許可申請

令和 3 年 6 月 9 日 許可処分（国近整琵琶調河占第 7 号）

（許可書交付時に河川管理者より、委員会意見に基づく内容を指導済）

#### ②野洲川立入河川公園（守山市）

令和 3 年 9 月 1 0 日 守山市より占用許可申請

令和 3 年 1 0 月 2 9 日 許可処分（国近整琵琶調河占第 5 0 号）

（許可書交付時に河川管理者より、委員会意見に基づく内容を指導済）

#### ③野洲川運動公園（栗東市）

令和 3 年 1 1 月 2 5 日 栗東市より占用許可申請

現在許可処分審査中

## 野洲川河川公園（野洲市）に係る占用更新許可の判断について

野洲川河川公園は、第59回琵琶湖河川事務所河川保全利用委員会において、自然環境の保全・再生の観点等から、

- ・流れや水がたまる箇所、親水護岸が部分的にあり、環境学習等での活用を図ること。
- ・特定外来生物への対策について、対処方法や生育状況の把握等、情報の収集、適切な対応という観点から占有者と河川管理者が連携して対応すること
- ・自然化の継続について前回の意見書でも意見を附していたが、引き続き設備改修の際は自然化を図るという意見をふまえること。
- ・動物の移動への影響は、高水敷の土地利用が大きく変わることから影響は当然あるとの認識の必要性。また保全の観点から見て、土地利用の分断、河畔林の伐採等に対する配慮。
- ・コロナの影響でキャンプやバーベキュー利用の拡大が懸念されるが、管理面での予防的検討を行うべきであり、川の近くでの多様な利用についても検討が必要。

などについて、更なる検討や取り組みの必要性についてご意見やご指導をいただいたところである。

一方で、本施設は、地域住民等から様々な河川空間としての利用がなされ施設存続のニーズがあると認められること、現状の自然環境の保全に一定の配慮をした維持管理や取り組みが行われ、樹林化の抑制や防災の観点に資する役割が認められること等の理由から、河川整備計画及び基本理念等を大きく逸脱していない公園占用であり、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態の一つであると考えます。

このため、占有者に対して、第59回河川保全利用委員会において各委員からいただいたご意見等を踏まえて環境保全・再生に関する指導を行い、これに真摯に対応されることを前提に、占用期間満了に伴う更新申請について、河川法第24条(土地の占用の許可)の審査基準である「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日付け建設省河政発第67号、最終改正平成28年5月30日国水政第33号)の(別紙)河川敷地占用許可準則、第五(占用許可の基本方針)に基づき審査した結果、占有者には環境の再生・保全に関して、下記の取組みを真摯に検討することを求めるものとし、占用期間を4年として更新許可することが妥当と判断した。

なお河川管理者としても、次回許可更新までの間、適宜フォローアップを行い、占有者の取り組みや検討状況について確認を行うものとする。

- 流れや水がたまる箇所、親水護岸が部分的にあり、環境学習等での活用を図ること。
- 特定外来生物への対策について、対処方法や生育状況の把握等、情報の収集、適切な対応という観点から占有者と河川管理者が連携して対応すること
- 自然化の継続について、設備改修の際は引き続き自然化を図ること。
- 動物の移動への影響は、高水敷の土地利用が大きく変わることから影響は当然あるとの認識の必要性。また保全の観点から見て、土地利用の分断、河畔林の伐採等に対する配慮。
- コロナの影響でキャンプやバーベキュー利用の拡大が懸念されるが、管理面での予防的検討を行うべきであり、川の近くでの多様な利用についても検討が必要。

## 野洲川立入河川公園（守山市）に係る占用更新許可の判断について

野洲川立入河川公園は、第59回琵琶湖河川事務所河川保全利用委員会において、自然環境の保全・再生の観点等から、

- ・保全の立場からは樹林があることはプラスになるものであり、残された河畔林の活用
- ・流れや水がたまる箇所、親水護岸が部分的にあり、環境学習等での活用を図ること。
- ・特定外来生物への対策について、対処方法や生育状況の把握等、情報の収集、適切な対応という観点から占有者と河川管理者が連携して対応すること
- ・自然化の継続について前回の意見書でも意見を附していたが、引き続き設備改修の際には自然化を図るという意見をふまえること。
- ・動物の移動への影響に関して、高水敷の土地利用が大きく変わることから影響は当然あるとの認識の必要性。また保全の観点から見て、土地利用の分断、河畔林の伐採等に対する配慮。
- ・コロナの影響でキャンプやバーベキュー利用の拡大が懸念されるが、管理面での予防的検討を行うべきであり、川の近くでの多様な利用についても検討が必要。

などについて、更なる検討や取り組みの必要性についてご意見やご指導をいただいたところである。

一方で、本施設は、地域住民等から様々な河川空間としての利用がなされ施設存続のニーズがあると認められること、現状の自然環境の保全に一定の配慮をした維持管理や取り組みが行われ、樹林化の抑制や防災の観点に資する役割が認められること等の理由から、河川整備計画及び基本理念等を大きく逸脱していない公園占用であり、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態の一つであると考えます。

このため、占有者に対して、第59回河川保全利用委員会において各委員からいただいたご意見等を踏まえて環境保全・再生に関する指導を行い、これに真摯に対応されることを前提に、占用期間満了に伴う更新申請について、河川法第24条(土地の占用の許可)の審査基準である「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日付け建設省河政発第67号、最終改正平成28年5月30日国水政第33号)の(別紙)河川敷地占用許可準則、第五(占用許可の基本方針)に基づき審査した結果、占有者には環境の再生・保全に関して、下記の取組みを真摯に検討することを求めるものとし、占用期間を4年として更新許可することが妥当と判断した。

なお河川管理者としても、次回許可更新までの間、適宜フォローアップを行い、占有者の取り組みや検討状況について確認を行うものとする。

- 保全の立場からは樹林があることはプラスになるものであり、残された河畔林の活用
- 流れや水がたまる箇所、親水護岸が部分的にあり、環境学習等での活用を図ること。
- 特定外来生物への対策について、対処方法や生育状況の把握等、情報の収集、適切な対応という観点から占有者と河川管理者が連携して対応すること
- 自然化の継続について、設備改修の際は引き続き自然化を図ること。
- 動物の移動への影響は、高水敷の土地利用が大きく変わることから影響は当然あるとの

認識の必要性。また保全の観点から見て、土地利用の分断、河畔林の伐採等に対する配慮。  
○コロナの影響でキャンプやバーベキュー利用の拡大が懸念されるが、管理面での予防的検討を行うべきであり、川の近くでの多様な利用についても検討が必要。

## 野洲川運動公園（栗東市）に係る占用更新許可の判断について

野洲川運動公園は、第59回琵琶湖河川事務所河川保全利用委員会において、自然環境の保全・再生の観点等から、

- ・流れや水がたまる箇所や親水護岸が部分的にあり、環境学習等での活用を図ること。
- ・特定外来生物への対策について、対処方法や生育状況の把握等、情報の収集、適切な対応という観点から占有者と河川管理者が連携して対応すること
- ・自然化の継続について前回の意見書でも意見を附していたが、引き続き設備改修の際は自然化を図るという意見をふまえること。
- ・動物の移動への影響は、高水敷の土地利用が大きく変わることから影響は当然あるとの認識の必要性。また保全の観点から見て、土地利用の分断、河畔林の伐採等に対する配慮。
- ・陸上競技場の改修については「河川の利用として見るとどうか」という観点からは理念に沿ったものではない。堤内地で代替できないことをもって一定の必要性があるとまではいえないが、代替土地が無くやむなく認めていると考えるべき。
- ・コロナの影響でキャンプやバーベキュー利用の拡大が懸念されるが、管理面での予防的検討を行うべきであり、川の近くでの多様な利用についても検討が必要。

などについて、更なる検討や取り組みの必要性についてご意見やご指導をいただいたところである。

一方で、本施設は、地域住民等から様々な河川空間としての利用がなされ施設存続のニーズがあると認められること、現状の自然環境の保全に一定の配慮をした維持管理や取り組みが行われ、樹林化の抑制や防災の観点に資する役割が認められること等の理由から、河川整備計画及び基本理念等を大きく逸脱していない公園占用であり、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態の一つであると考えます。

このため、占有者に対して、第59回河川保全利用委員会において各委員からいただいたご意見等を踏まえて環境保全・再生に関する指導を行い、これに真摯に対応されることを前提に、占用期間満了に伴う更新申請について、河川法第24条(土地の占用の許可)の審査基準である「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日付け建設省河政発第67号、最終改正平成28年5月30日国水政第33号)の(別紙)河川敷地占用許可準則、第五(占用許可の基本方針)に基づき審査した結果、占有者には環境の再生・保全に関して、下記の取組みを真摯に検討することを求めるものとし、占用期間を4年として更新許可することが妥当と判断した。

なお河川管理者としても、次回許可更新までの間、適宜フォローアップを行い、占有者の取り組みや検討状況について確認を行うものとする。

- 流れや水がたまる箇所や親水護岸が部分的にあり、環境学習等での活用を図ること。
- 特定外来生物への対策について、対処方法や生育状況の把握等、情報の収集、適切な対応という観点から占有者と河川管理者が連携して対応すること
- 陸上競技場の改修については「河川の利用として見るとどうか」という観点からは理念に沿ったものとはいえない。代替土地が無くやむなく認めていると考えるべきであり、自

然化の継続について、設備改修の際は引き続き自然化を図ること。

○動物の移動への影響は、高水敷の土地利用が大きく変わることから影響は当然あるとの認識の必要性。また保全の観点から見て、土地利用の分断、河畔林の伐採等に対する配慮。

○コロナの影響でキャンプやバーベキュー利用の拡大が懸念されるが、管理面での予防的検討を行うべきであり、川の近くでの多様な利用についても検討が必要。

平成30年12月27日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 水草 浩一 様

河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)  
委員長 市木 敦之



占用許可申請に対する意見書  
(守山市 野洲川川田河川公園)

平成30年9月19日付け国近整琵琶占調第23号にて意見照会のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申いたします。

## 占用許可申請の概要

名 称	野洲川川田河川公園
場 所	守山市川田町地先 (左岸 5.2k+50m~5.8k+80m 付近)
主 な 施 設	多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場、グラウンドゴルフ場②、駐車場、坂路
申 請 者	守山市
占 用 面 積	34,152.40 m <sup>2</sup>

## 記

### 1. 委員会としての判断・要望

野洲川川田河川公園は平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

設置当初の主な施設は多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場などであったが、平成22年10月より緑地広場1箇所をグラウンドゴルフ場に変更している。その後、平成27年4月にグラウンドゴルフ場付近に移動式トイレを増設する等、利用状況に合わせて工作物の追加、移動等の変更を行っている。また、平成29年より公園管理用通路がピウイチよりみちコースの一区間としてサイクリングに利活用されている。

施設利用は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況についてはグラウンドゴルフを中心とした利用が活発に行われていると同時に、利用者による整備、維持管理も行き届いており、市民と行政との協働が図られている。

また、最近では親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されている。

しかし、占用箇所は高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めて環境面を考えると、占用区間の距離が長く、生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから、それらに影響があると考えられる。

一方、河道内に施設が設置され適正な維持管理が行われていることは、樹林化抑制の観点から治水及び河川管理に資するものと判断する。

当委員会は、「河川敷利用の基本理念・基本方針」に則り、当該施設の更新申請について審査を行った。その結果、当該施設はスポーツ施設等の本来河川敷以外での設置・利用が可能なものであるため、代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を行うべきと判断する。これについては前回意見書（平成27年2月5日付け）においても検討を行うよう意見を付したところである。これに対して検討は行いつつも、いずれも実行は困難であるとしており改善されていない。

また、前回意見書で親水空間としての具体的な利用方法を検討するよう要望した点についても実行できていない。しかし、親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されており、また、河道内樹木伐採に係る計画・調整について河川管理者において検討される予定である。

これらのことから、当委員会は意見に対して適切な改善、実行がなされない限り占用許可の更新は本来妥当でないと考えるものの、治水面では樹林化抑制の観点から治水及び河川管理に資するものであること、利用面では地域住民による利用が活発であり自主的な維持管理が行われていることや地元からの存続の要望も高いことから、当面の占用許可の更新を行うこととする。今後は下記に付す意見に対する実施が確実に行われることを期待する。

#### 【占用許可期限の更新についての意見】

- ① スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を、引き続き検討し、実行すること。
- ② 上記意見の検討期間を2年とし、河川管理者は申請者による対応結果を当委員会へ報告すること。なお、対応結果の報告は2021年度の委員会において行うこと。

#### 【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

- ① 親水空間としての具体的な利用方法について、利用者の安全と環境の保全に配慮のうえ、引き続き検討されたい。なお、前回までの計画・意見にあった既設の護岸階段を利用した低水路へのアプローチについては、引き続き検討の余地はあるものの、親水

- 空間としての具体的な利用方法であれば、これ以外であっても否定するものではない。
- ② 申請者及び河川管理者は、本意見書に付す意見について真摯に受けとめ、「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態となるよう引き続き協働して改善されることを望む。

## 2. 検討の経緯

平成30年 9月19日

諮問文書の受理

第52回委員会

- ・施設の現地調査
- ・河川管理者による占用許可申請説明書の説明
- ・委員による更新申請に係る審議

平成30年12月 4日

第53回委員会

- ・委員による更新申請に係る審議
- ・委員による意見書(案)の審議

## 3. これまでに提出した意見書

平成19年 1月18日付け意見書

平成21年 3月31日付け意見書

平成22年10月12日付け意見書

平成27年 2月 5日付け意見書

以 上

## 基本方針の各項目(改正案)に対する満足状況に係る河川管理者の判断について

- ① 自然環境の保全・修復と治水・利水に資するものとする。  
①' 自然環境の保全・修復を踏まえたもの、また、治水・河川管理及び適正な利水・利用に資するものとする。

(河川管理者判断)

適正な維持管理によって現状の環境が維持されている。また、当該施設が存在し、適正に維持管理されることは樹林化抑制の観点から治水及び河川管理に資するものである。さらに、利用の調整を行い秩序を維持するとともに、利用に伴う災害の発生を防止し、利用の増進を図っていることは、適正な利用に資するものである。

- ② 誰もが河川に容易にふれあえるものとする。

(河川管理者判断)

自由使用を原則としており、誰もが当該施設を利用することができるが、前回意見書においていただいた意見及び要望事項である親水空間としての利用については、引き続き既設護岸階段を利用した低水路へのアプローチにて実現する方向で考えているところ、公園直下流において県道近江八幡守山線新橋梁建設工事が平成31年度から着工されており、この工事に伴って公園利用者が低水路へ入ることが危険なこと、多目的広場及び緑地広場の利用が制限されていることから工事完了次第(令和5年度完了予定)の対応を想定している。

- ③ 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

施設の安全性について出水時の撤去体制や維持管理体制が構築・運用されている。

- ④ 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。

(河川管理者判断)

整備は必要最低限であり、撤去が著しく困難な構造物はなく、復元は容易である。

- ⑤ 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。

(河川管理者判断)

関係者で合意を図る体制となっている。

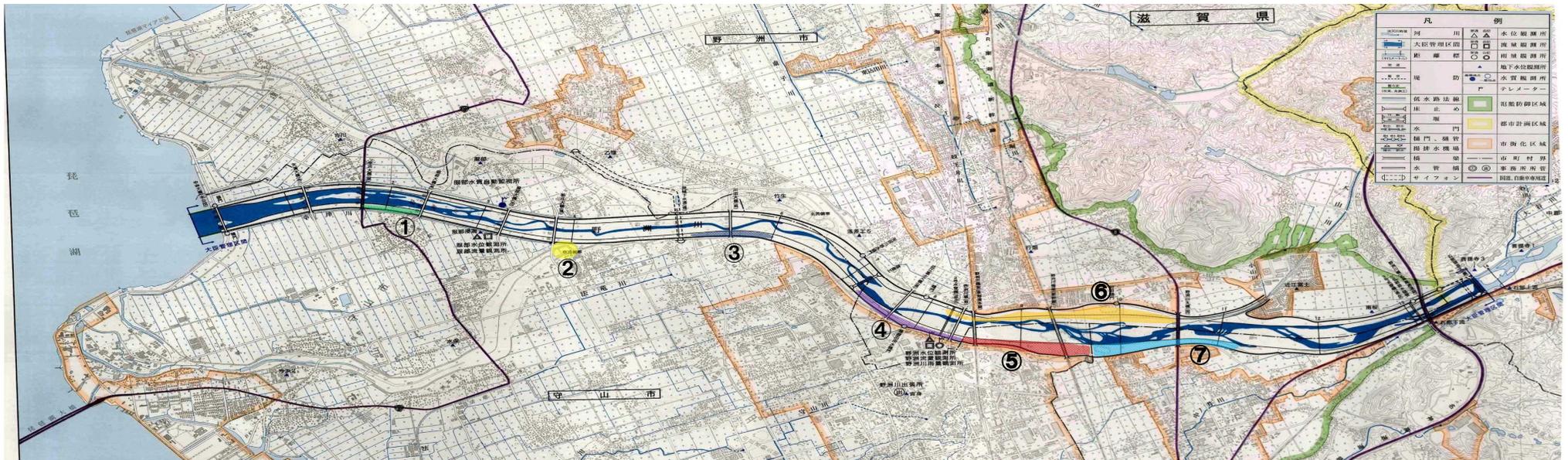
- ⑥ 数多くの人々に利用され、また住民や自治体等から存続及び新設の強い要望があり、かつ、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮しつつ、防災機能としての役割があるものとする。

(河川管理者判断)

数多くの人々に利用され、住民や自治体から存続の強い要望がある。また、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮し、防災機能としての役割も有する。

審議対象となる野洲川占用施設一覧

地点番号	件名	許可受ける	場所		占用面積 (m <sup>2</sup> )	占用許可期間	期間満了年度	主な施設	地点番号	件名	許可受ける	場所		占用面積 (m <sup>2</sup> )	占用許可期間	期間満了年度	主な施設
①	野洲川 中洲親水公園	守山市	守山市幸津川町地先	左岸	27,000.99	令和2年12月1日 ～令和7年11月30日	令和7年度	自然体験交流広場 自然環境保全・創出広場 緑陰の広場	⑤	野洲川 立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏 川原～立入町川原	左岸	100,768.77	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	令和6年度	散策広場、クレイ広場、 芝生広場、バスケットコート、 グラウンドゴルフ場、グラウンド
②	野洲川 改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯)	左岸	23,097.01	平成31年4月1日 ～令和6年3月31日	令和5年度	サッカー場 グラウンドゴルフ場 多目的広場	⑥	野洲川 河川公園	野洲市	野洲市野洲地先～野洲 市三上地先	右岸	139,181.10	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	令和6年度	芝生広場、多目的運動場、 野球場、陸上競技場、 テニスコート、ゲートボール場、 グラウンドゴルフ場、健康広場
③	野洲川 川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34,152.40	平成30年10月1日 ～令和3年9月30日	令和3年度	多目的広場 グラウンドゴルフ場 緑地広場	⑦	野洲川 運動公園	栗東市	栗東市出庭 字外川原付近	左岸	34,794.36	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	令和2年度	グラウンドゴルフ場、芝生広 場、 テニスコート、ソフトボール場、 多目的広場、陸上競技場
④	野洲川 ふれあい広場	野洲市、 守山市連名	守山市小島町字橋本地 先～野洲市野洲字坂田 地先	左岸	76,362.11	令和2年10月1日 ～令和7年9月30日	令和7年度	せせらぎ広場 ホテル広場 イベント広場 自由広場									



## 参考資料－2

### 今後のスケジュールについて(令和3年～4年度)

	令和3年度		令和4年度			
委員会回数	第60回					
開催時期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
野洲川川田河川公園 (守山市)	諮問 意見の提案・助言					
委員会運営に関する見直し等審議					諮問	

\* 場合によっては追加審議をおこないます。